

## 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、看護師の必要性、重要性は増えています。岩手県医療労働組合連合会が実施した「2017年看護師の労働実態調査」では、慢性的に疲労がある旨の回答をした割合が8割、健康不安の訴えも約7割であったほか、妊娠者の3人に1人が切迫早産、約1割が流産となっており、過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。また、仕事を辞めたいと思いながら働いていると回答した割合が8割にも達し、辞めたい理由の主なもの「人手不足で仕事がきつい」、「賃金が安い」などとなっています。

看護師の定着を図り、慢性的な人員不足を解消するためには、賃金条件の改善が欠かせません。日本医療労働組合連合会が実施した「2018年度賃金労働時間等実態調査」によると看護師の初任給の地域間格差は月額8万円以上にも及びます。本来、全国共通の診断報酬により運営される医療機関で働き、全国共通の資格を有する看護師の労働に関する評価は全国で公正にされるべきですが、実際には賃金の地域間格差があるため、労働力が流出するなど深刻な看護師不足を引き起こす要因となっています。国際労働機関（ILO）は、看護師の報酬水準について、労働する施設、地域または部門を問わず、同程度であるべきという旨の勧告を行っており、国際的にも格差の是正が求められています。

深刻化する看護師の人員不足は、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねません。このような状況を改善し、医療施設等の職員体制の充実や、医療・看護現場で働く労働者の処遇を確保するためには、国の責任で全国を統一した賃金体系を構築すべきです。

よって、国及び政府関係機関においては、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、看護師の全国を適用対象とした特定最低賃金を新設するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月22日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣